

「指定居宅介護支援(居宅介護支援事業所あたご)」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(延岡市指定 第 4570301947 号)

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 契約者の心身の状況や契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	1
4. 職員の体制.....	1
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. サービスの利用に関する留意事項.....	5
7. 苦情の受付について.....	6
8. サービス提供における事業者の業務.....	6
9. 損害賠償について.....	7
10. サービス利用をやめる場合.....	7
11. 業務継続に向けた取り組みの強化.....	8
12. ハラスメント対策の強化.....	8
13. 高齢者虐待防止の推進.....	8
14. お願い事項について.....	8

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 光学堂
(2) 法人所在地 宮崎県延岡市愛宕町3丁目161
(3) 電話番号 0982-22-7575
(4) 代表者氏名 理事長 佐藤 信博

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業
(2) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 あたご
平成24年3月1日指定 延岡市 4570301947 号
(3) 事業所の所在地 宮崎県延岡市中島町 4 丁目 314 番地 3 のべおか老健あたご内
(4) 電話番号 0982-34-7577
(5) FAX 番号 0982-34-7579
(6) 管理者 井上 里美
(7) 当事業所の目的及び運営方針
1 要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
2 利用者の心身の状況、環境等に応じ利用者の選択に基づき、適切な保健医療及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
(8) 開設年月 平成 24 年 3 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	延岡市（北方町、北浦町、北川町、島野浦町を除く）
営業日	月～土曜日 (祝祭日・8月13日～15日・12月30日～1月3日は除く)
営業時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
	土曜日 午前8時30分～午後零時30分

※上記の時間以外についても、緊急時の連絡対応可能。

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤 (兼務)	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名		1名	1名	事業の管理
2. 介護支援専門員	2名		2名	1名	サービス計画の作成

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

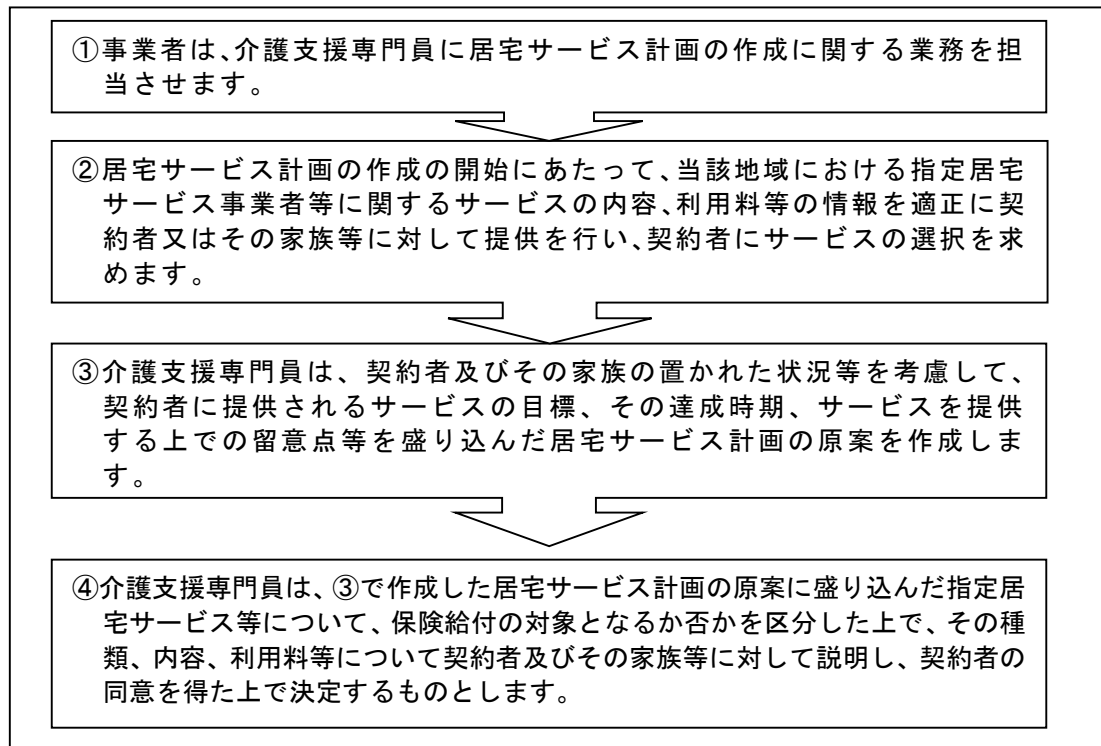
サービスの内容と利用料金(契約書第3～6条、第9条参照)

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

契約者の居宅を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス居宅介護支援費の全額をいったんお支払い下さい。

① 利用料金

居宅介護支援費(Ⅰ)

(1 単位＝10円)

居宅介護支援費(i)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～49件	要介護1・2	1086 単位
		要介護3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費(ii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45～59件	要介護1・2	544 単位
		要介護3・4・5	704 単位
居宅介護支援費(iii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326 単位
		要介護3・4・5	422 単位

居宅介護支援費(Ⅱ) ※データ連携システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合

居宅介護支援費(i)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～49件	要介護1・2	1086 単位
		要介護3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費(ii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が50～59件	要介護1・2	527 単位
		要介護3・4・5	683 単位
居宅介護支援費(iii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	316 単位
		要介護3・4・5	410 単位

② 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福 祉用具貸与)	1月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できて いない場合 基本単位数の 50%に減算	運営基準減算が2月以上継続して いる場合算定できない

③ 特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ (519 単位)	加算Ⅱ (421 単位)	加算Ⅲ (323 単位)	加算 A (114 単位)
(1)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
(2)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤:1 名以上 非常勤:1 名以上 (非常勤とは他事業所との兼務可能)
(3)	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催すること。	○	○	○	○
(4)	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○
(5)	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること。	○			
(6)	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○
(7)	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8)	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難行患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。	○	○	○	○
(9)	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10)	居宅介護支援(Ⅰ) 介護支援専門員1人あたりの利用者平均 45 件未満	○	○	○	○
	居宅介護支援(Ⅱ) 介護支援専門員1人あたりの利用者平均 50 件未満	○	○	○	○
(11)	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○
(12)	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○
(13)	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されているような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

④ 特定事業所医療介護連携加算(125 単位)

算定要件	
(1)	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院・退所加算(Ⅰ)イ・ロ(Ⅱ)イ・ロ(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型老人福祉施設または介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上であること
(2)	前々年度の3月から前年度の2月迄の間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定していること
(3)	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること

⑤ その他の加算について

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成した場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日(入院の以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規定に定める営業時間終了後に、又は営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む)病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日(入院した日を除き、指定居宅介護支援事業所における運営規定に定める営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して 3 日目が営業日以外の日に当たる時は、当該営業日以外の日の翌日を含む。)に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けていること	600 単位
二) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が病院・診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身状況や生活環境等の情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上でケアプランに記録する	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、心身の状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合算定する	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第8条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望される理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口(TEL 0982-34-7577)

◆管理者 井上 里美

○受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
土曜日 午前8時30分～午後12時30分

(2) その他苦情受付機関

延岡市介護保険課 計画指導係	所在地 延岡市東本小路2-1 電話番号・0982-22-7069 FAX・0982-26-8227 受付時間 (月～金)午前8時30分～午後5時
宮崎国民健康保険団体 連合会	所在地 宮崎市下原町231番地1 電話番号・0985-35-5301 FAX0985-25-0268 受付時間 (月～金)午前8時30分～午後5時
宮崎県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 宮崎市原町2-22 電話番号・0985-60-0822 FAX・0985-60-0823 受付時間 (月～金)午前8時30分～午後5時

8. サービス提供における事業者の義務(契約書第 11 条、第 12 条参照)

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 居宅サービス計画を作成するに当たり、居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行い、居宅サービス計画に位置づけた理由を説明します。また、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所において下記の(1) (2)について居宅介護支援の提供の開始に際し契約者に文書にて説明をおこないます。
 - (1) 前6月間に当居宅介護支援事業所において作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護(以下訪問介護等)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合。
 - (2) 前6月間に当居宅介護支援事業所において作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅介護サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等※当該割合については、直近の前期(3月1日から8月末日)もしくは後期(9月1日から2月末)の期間のものとする。
- ③ 契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ④ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ⑤ 契約者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、契約者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付します。
- ⑥ 居宅サービス事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

9. 損害賠償について(契約書第 13 条参照)

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。
守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第14条参照)

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

11. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

12. ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の債務を踏まえた適切なハラスメント対策を行います。

13. 高齢者虐待防止の推進

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者の選定
- ・成年後見制度の使用支援
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

14. お願い事項について

契約者が入院となった際には、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に通知する。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人社団光学堂

居宅介護支援事業所 あたご

説明者職名

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者(利用者) 住 所

氏 名

(代理人又は身元引受人)住 所

氏 名

(続柄)